

**『一般的な相続の、ご用意いただく書類等』**

必要書類	ご説明事項	
相続関係届出書	当庫の相続専用の用紙。 相続人全員の自署・実印でのご捺印をいただきます。	当庫店頭にてご用意。
被相続人（お亡くなりになられた方）の戸籍謄本	お生まれの時から、お亡くなりになった時まで続いている戸籍（除籍）謄本・改正原戸籍謄本をご用意ください。 ※相続人が被相続人の兄弟姉妹の場合は、被相続人のご両親の戸籍謄本も同様にご用意いただきます。	本籍所在の市区町村役場にて取得できます。
相続人の戸籍謄本（発行から6ヵ月以内のもの）	相続人全員の、現在の戸籍謄本（戸籍抄本・個人事項証明でも可）をご用意ください。	
法定相続情報の写し	申告日から6ヵ月以内の「法定相続情報の写し」をご用意いただいた場合は、上記「被相続人の戸籍謄本」「相続人の戸籍謄本」は必要ありません。 ※申告日より6ヵ月経過している場合は「相続人の戸籍謄本」も必要です。	登記所により発行
相続人の印鑑登録証明書（発行から6ヵ月以内のもの）	相続人全員の、印鑑登録証明書をご用意ください。	現住所の市区町村役場
ご本人様確認資料	ご来店いただく相続人の公的確認書類（健康保険証・運転免許証等）をご持参ください。	
当庫からお渡ししている物 ・ 預金通帳・証書 ・ キャッシュカード ・ 出資証券 ・ 貸金庫の鍵・カード ・ カードローンのカード	お取引いただいていた全ての 通帳・証書・カードなどをお持ちください。  ※マル優／マル特・公共債・投資信託・出資・カードローンなどの取引がある場合は、解約のための書類が別途必要になります。	
相続人の実印・取引印	相続預金を名義変更される場合、当庫とのお取引の無い方は取引印もご用意ください。	
遺言書 （遺言書がある場合）	『遺言公正証書』以外の遺言書の場合は、家庭裁判所による「検認」が必要になります。	検認手続は家庭裁判所
遺産分割協議書 （遺産分割協議書がある場合）	遺産分割協議書を作成している場合は、分割協議に参加した方全員の印鑑登録証明書の添付が必要です。	
調停書・審判書 （遺産分割調停・審判などがある場合）	家庭裁判所の「調停」がある場合は、調停調書正本・謄本 「審判」がある場合は、審判書正本・謄本、審判確定証明書をご用意ください。	家庭裁判所により発行

**※ 生前のお取引により、ご用意いただく書類が異なる場合もありますので、詳しくは お取引店へお問合せください。**